

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和		<input type="checkbox"/> 廃止

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし	※	
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし	※	
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				※	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《その他の社会的費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

その他の社会的費用について、「発生しません」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、臨床修練制度において、厚生労働大臣による認定制度を廃止したことにより、受入病院等が不適切な指導医を選任した場合に医療の安全が脅かされることによる費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

厚生労働大臣による指導医の認定制度を廃止し、受入病院等が指導医を選任する仕組みに変更することにより、仮に、不適切な指導医が選任された場合には、外国医師等に対する適切な指導が行われず、ひいては医療安全に悪影響を及ぼすおそれがあるが、受入病院等が指導医を選任する基準として、現行と同等の基準を法律上に位置付けるとともに、外国医師等に対して臨床修練の許可を行う際には、従来どおり、その指導に当たる指導医を届け出ることを求めることとしており、これにより、不適切な指導医が選任されるような事態を防ぐことができるものとする。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

本規制により、受入病院にとっては、厚生労働大臣から報告徴収や立入検査を受ける可能性があるという費用が発生するが、報告徴収や立入検査は、外国医師等の受入れを適正に行っていない疑いがある場合にのみ実施されることになるため、事実上、大きな負担にはならないものとする。また、臨床教授等制度の実施責任者が日本の医師免許又は歯科医師免許を取り消された場合等、明らかに不適切な場合に、この実施責任者を解任し、新たな実施責任者を選任する費用が発生するが、明らかに不適切な場合に限定しているため、事実上、大きな負担にはならないものとする。

一方、これらの規制（本規制）の導入により、外国医師等の受入れ業務の適切な運営や医療安全を確保することができるものであり、その便益は非常に大きく、便益が費用を正当化できるものとする。

《代替案の設定に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案の設定について、「臨床修練制度及び臨床教授等制度に関して、受入病院に対する報告聴取及び立入検査の規定を設けますが、臨床教授等制度において、実施責任者が日本の医師免許又は歯科医師免許を取り消された場合等、実施責任者を継続することが明らかに不適切な場合であっても、法律上、受入病院がその実施責任者を解任することまでは義務付けないこととします。」と記載しているが、実施責任者の選任の前提である医師等でなくなった者に対して、何ら措置を講じないことを達成手段として実際に設定することはあり得ないものと考えられるため、想定できる代替案として適切な手段を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合は、その旨を説明する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

代替案として、臨床修練制度及び臨床教授等制度に関して、受入病院に対する報告聴取及び立入検査の規定を設けるが、臨床教授等制度において、実施責任者の選任は任意とすることが考えられる。

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案の設定の指摘において、新たな代替案が考えられる場合は、当該代替案について改めて費用、便

益及び費用と便益の関係の分析をした上で、本規制案との比較を実施し説明をする必要がある。

○ 厚生労働省の説明

(遵守費用)

臨床修練制度及び臨床教授等制度による外国の医師等の受入病院には、厚生労働大臣から報告徴収や立入検査を受ける可能性が生じる。しかし、報告徴収や立入検査は、外国の医師等の受入れを適正に行っていない疑いがある場合にのみ実施されることになるため、事実上、受入病院にとって大きな負担にはならないものとする。

また、臨床教授等制度の受入病院が任意で実施責任者を選任する場合には、本案と同様に実施責任者を選任する等の費用が発生する。

(行政費用)

受入病院に対する報告徴収や立入検査の事務が発生する。

(その他の社会的費用)

本規制と同様に厚生労働大臣による指導医の認定制度を廃止し、受入病院等が指導医を選任する仕組みに変更することにより、仮に、不適切な指導医が選任された場合には、外国医師等に対する適切な指導が行われず、ひいては医療安全に悪影響を及ぼすおそれがあるが、受入病院等が指導医を選任する基準として、現行と同等の基準を法律上に位置付けるとともに、外国医師等に対して臨床修練の許可を行う際には、従来どおり、その指導に当たる指導医を届け出を求めていることとしており、これにより、不適切な指導医が選任されるような事態を防ぐことができるものとする。

(便益)

本規制案と同様に、受入病院に対する報告徴収や立入検査の規制を設けることにより、外国の医師等の受入れについて適正な運営を担保することができるため、医療安全が確保されるとともに、来日する外国の医師等にとってもメリットになるが、実施責任者が任意で選任されることから、実施責任者を選任することにより発生する受入業務の適切な運営が確保される便益は、本規制案に比べ、限定的なものとなる。

(費用と便益の関係の分析)

本規制は、代替案に比べ、受入病院において、臨床教授等制度の実施責任者の選任や、当該実施責任者が明らかに不適当な場合の解任に係る負担が大きくなるものの、当該費用自体は限定的なものである一方、実施責任者を選任することにより、実施責任者が外国医師等と共同して臨床教授等計画書を作成すること等を通じて、臨床教授等の計画的な実施が見込まれるとともに、実施責任者が医療機関内の関係各部門との調整を行うこと等を通じて、臨床教授等の円滑な実施が見込まれるところであり、このような便益の方が大きいものとする。

このことから、本規制は代替案よりも優れているものとする。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この制度が施行された後、臨床修練制度及び臨床教授等制度による受入れの実施状況等を検証した上で、必要に応じて本規制の見直しを行います。」と記載しているが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則第2条第4項において「政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と記載されていることから、本規定に基づいて適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案において、法律の公布後5年を目処として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。